

SMCグループ企業行動指針

SMCグループは、企業は社会を構成する一員として、企業利益の追求のみならず市民生活の安定と経済の健全な発展に貢献する「社会的責任」を負っていることを認識し、以下の原則に基づき、社会的良識にしたがって行動し、広く社会にとって有用な存在となるよう努めます。

1. 法規範の遵守

国の内外を問わず、すべての法令、規則、倫理規範を遵守し、またその趣旨を理解して、公正正大な企業活動を遂行します。

2. 顧客および取引先の信頼獲得

自由で公正な競争を行うとともに、顧客のニーズに応える製品・サービスおよび正しい製品情報を的確に提供し、顧客の信頼を得られるよう努めます。

また自由で公平な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図ります。

3. 株主および投資家の理解と支持

公正かつ透明な企業経営を行い、法的な制約を受けない限り必要な企業情報を適時的確に開示し、株主および投資家の理解と支持を得られるよう努めます。

4. 従業員の人格尊重および差別の禁止と職場環境の充実

従業員一人一人の人格、個性を尊重し、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別等に基づくいかなる非合理的な差別もなく、各自が意欲を持ち、能力を十分に発揮できる、安全で働きやすい職場環境の維持に努めます。

5. 社会とのコミュニケーション

良き企業市民として、広く社会とのコミュニケーションを図るため、社会からの要求に配慮するとともに、必要な企業情報を適時に開示します。

また地域の発展と快適で安全な生活に資する活動に協力するなど、地域社会との共生を目指します。

6. 政治・行政との関係

政治・行政との関係は、関連法令や社会常識に反することがないように、健全で透明な関係を維持します。

7. 反社会的勢力、団体等への対応

社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力、団体および個人とは一切関係を持ちません。

またこれらの者からの要求に対しては毅然とした態度で臨み、不当な要求には一切応じません。

8. 環境問題への取り組み

地球環境の保護は、企業の存在と活動の必須要件であることはもちろん、人類共通の課題であることを認識し、豊かな自然と安全に暮らせる環境の維持向上に取り組みます。

9. 企業倫理体制への主体的取り組み

役員は、本指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底し、実効性のある社内体制を整備します。万一本指針に反するような事態が発生したときは、役員自らが原因究明・問題解決・再発防止を図り、自らを含め厳正な処分を行います。

SMC株式会社

制 定 2005年6月29日

改 正 2006年5月 1日